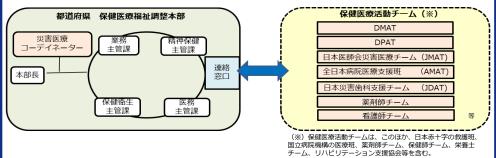
災害医療の体制(第8次医療計画の見直しのポイント)

概 要

- DMAT・DPAT等の派遣や活動の円滑化や、様々な保健医療活動チームの間での多職種連携を推進する。また、DMAT・DPATは災害時のみなら ず、新興感染症のまん延時における活動に対する支援を実施する。
- 災害時に拠点となる病院、拠点となる病院以外の病院が、その機能や地域における役割に応じた医療の提供を行う体制の構築を進める。
- 災害拠点病院等における豪雨災害等の被害を軽減するため、地域と連携して止水対策を含む浸水対策を進める。
- 医療コンテナの災害時における活用を進める。

多職種連携

保健医療調福祉整本部の下、災害医療コーディネーターや様々な保 健医療活動チームと共に訓練を実施し、災害時におけるそれぞれの 必要な役割の確認を推進する。



災害時に拠点となる病院、拠点となる病院以外の病院

- 都道府県は、平時より災害医療に関する関係者と共に、関係機関の役 割・医療機関間の連携を強化する。
- 災害時に拠点となる病院以外の病院においては、災害時に自院にいる 患者への診療を継続するために、防災対策を講じ、災害時には災害時 に拠点となる病院と共に、その機能や地域における役割に応じた医療 の提供に努める。

災害医療に関連する会議







- 関係機関の役割
- ・役割に応じた医療機関間の連携

止水対策を含む浸水対策

- 浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在する医療機関は、風水害が 生じた際の被災を軽減するため、浸水対策を推進する。
- BCPの策定は、地域全体での連携・協力が必要であるため、地域防 災計画等のマニュアルとの整合性をとり、地域の防災状況や連携を 考慮し、実効性の高いBCPの策定を推進する。





(電気設備の移設)

医療コンテナの災害時の活用

災害訓練や実災害時において、また、イベント時の事故等への備え において、医療コンテナを活用し有用性を検証する。

<災害医療関係者> <拠点となる病院以外の病院>

都道府県や医療機関は、災害時の医療提供体制を維持するために医 療コンテナ等を活用し、例えば、仮設診療所の設置や被災した病院 施設の補完等を行うことを推進する。







<日本赤十字社 d ERU> <自衛隊 野外手術システム>

<CTコンテナ>

(4) 医療コンテナの災害時における活用

ポイント

医療コンテナの災害時における活用を進める。

見直しの具体的内容

災害時における医療体制の構築に係る指針

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(令和5年3月31日付課長通知))

- 第2 医療体制の構築に必要な事項
 - 2 各医療機能と連携
 - (3) 都道府県等の自治体
 - ② 自治体に求められる事項 (中略)
 - ・ 都道府県や医療機関は、災害時等において、医療コンテナ等を検査や治療に活用する。 具体的には、災 害時の医療提供体制を維持するために医療コンテナ等を活用し 、例えば、仮設診療所の設置や被災した病 院施設の補完等を行う。





医療コンテナの普及促進に向けた実用性検証事業

令和 5 年度予算案 20_{百万円} (一) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年度に実施した「医療コンテナ調査分析事業」により、災害時等における医療コンテナの活用事例の 収集等を行った。
- 今後、医療コンテナの全国的に普及させるため、国立病院機構 D M A T 事務局に医療コンテナを導入し、実災害を想定した訓練での活用や実災害での活用により、実用性を検証する。

2 事業の概要・スキーム

○ 対象経費等

DMAT体制整備事業において、医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療資機材の賃借料(20百万円)を計上。

※(独)国立病院機構に委託して実施している「DMAT 体制整備事業」を増額。

3 実施主体

委託事業(独立行政法人国立病院機構)

被災現場の指揮所として コンテナを活用

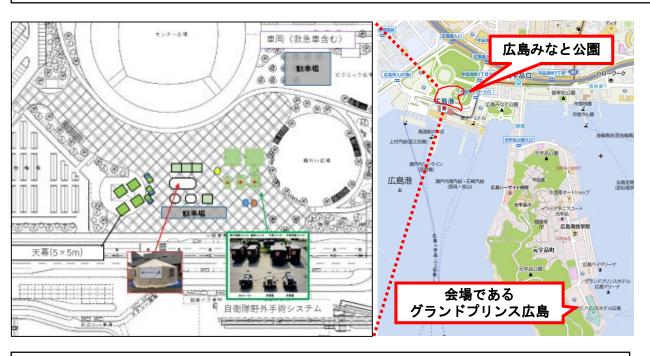


コンテナとテントを併用した 仮設の診療施設



G7広島サミットにおける医療コンテナの活用実績について

○ G7広島サミットにおいて、厚生労働省は、テロ災害等による要人等の銃創や爆傷等に対応するため、 防衛省に協力を依頼し、会場であるグランドプリンスホテル広島近傍の広島みなと公園に、野外手術 システムを展開した。



○活動期間:5月18日~21日(4日間)

○スタッフ:厚生労働省外傷外科チーム 24名

自衛隊による宇品医療支援隊 約30名

○ 活動内容:手術用コンテナ、手術準備用コンテナ、補給滅 菌用コンテナの3台の医療コンテナのほか、周辺に診察室や 検査室となるテントを展開し、緊急手術が可能な体制を整備 した。









疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(抜粋) (令和5年3月31日付医政地発0331第14号厚生労働省医政局 地域医療計画課長通知)

- ○災害時における医療体制の構築に係る指針
 - 第2 医療体制の構築に必要な事項
 - 2 各医療機能と連携
 - (3) 都道府県等の自治体
 - ② 自治体に求められる事項
 - (略)
 - ・ <u>都道府県や医療機関は、災害時等において、医療コン</u> <u>テナ等を検査や治療に活用する。具体的には、災害時の</u> <u>医療提供体制を維持するために医療コンテナ等を活用</u> <u>し、例えば、仮設診療所の設置や被災した病院施設の補</u> 完等を行う。
 - (略)